

技 第 266 号
令和7年2月28日

建設業関係団体の長 殿

奈良県県土マネジメント部長

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等
技術者単価改定に伴う特例措置及びスライド条項の適用について

奈良県県土マネジメント部においては、国土交通省と同様に、令和7年3月1日以降に契約を行う工事及び業務のうち、旧労務単価（令和7年2月29日以前適用単価）を適用して予定価格を積算した契約について、受注者の請求によって新労務単価（令和7年3月1日以降適用単価）に基づく請負代金額に変更できる措置（特例措置（別添1のとおり））及び令和7年2月29日以前に契約締結した工事については、工期の始期が到来しているものはもとより、工期の始期が到来していないものも含め、いわゆるスライド条項（公共工事請負契約書第26条）の適用（別添2のとおり）や受注者からの協議の申出等について適切に対応するよう関係所属長に周知するとともに受注者に対して特例措置及びスライド条項の趣旨を説明する旨を指示したところです。

貴団体におかれでは、傘下の企業に対して、上記取扱いについて周知するとともに、請負代金額（業務委託料）が変更された場合は、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」（令和7年2月17日付け国不入企第50号 国土交通省不動産・建設経済局長通知）の趣旨にのっとって、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう周知徹底をお願いする。

別添 1

1. 特例措置の内容

新労務単価^{*1}の決定に伴い、第二に定める工事等の受注者は、奈良県工事請負契約書第61条等の定めに基づき、旧労務単価^{*2}に基づく契約を当初契約時点の新労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額（または業務委託料）の変更の協議を請求することができます。

※1 「新労務単価」：令和7年3月1日以降適用の労務単価、技術者単価
(土木工事設計単価資料記載)

※2 「旧労務単価」：令和7年2月28日以前適用の労務単価、技術者単価
(土木工事設計単価資料記載)

2. 適用対象工事等

令和7年3月1日以降に当初契約を行った県土マネジメント部所管の工事請負契約及び委託契約のうち、旧労務単価を適用して設計額を算定しているもの。

3. 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次的方式により算出する。

変更後の請負代金額（または業務委託料）

$$= P_{\text{新}} \times (\text{当初請負額} / \text{当初発注者積算額}) \times (1 + \text{消費税率})$$

P_新：当初契約時点の新労務単価等により積算された、変更発注者積算工事価格（または積算業務価格）

別添 2

1. インフレスライド条項の内容

適用対象工事の受注者は、インフレスライド条項の定めに基づき、残工事費の1%を超える額について、賃金等の変動に対する請負代金額の変更を請求することができます。

2. 適用対象工事

工期内に賃金水準の変更がなされ、かつ、残工期が基準日から2ヶ月以上ある工事を対象とします。

基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者が協議して定める日とし、請求日を基本とする。

残工期：基準日以降の工事期間とする。

3. 請負代金額の変更

増額スライドの場合の請負代金額の変更額は、以下の式により行います。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

$(P = \sum (\alpha \times Z))$ 、 α ：請負比率（当初請負代金額／当初設計額）、 Z ：発注者積算額